

【固定資産に関する証明】 法令等に基づく本人以外の申請と必要書類

申請者	申請できる資産	評価 証明	公課 証明	名寄 帳	必要書類
納税管理人（既に納税管理人申告書を提出しているもの）	納税管理の対象となる資産	○	○	○	必要書類無し
成年後見人	被成年後見人の所有する資産	○	○	○	成年後見人に選任されたことがわかるもの（登記事項証明書又は裁判所発行の審判書等）
保佐人、補助人（※代理権の範囲に、証明書発行に該当する記載がある場合）	被保佐人、被補助人の所有する資産	○	○	○	保佐人、補助人に選任されたことと、代理権の範囲がわかるもの（登記事項証明書又は裁判所発行の審判書等） ※代理権の範囲に、証明書発行に該当する記載があるものに限る。
相続人、包括受遺者	被相続人の所有する資産	○	○	○	・被相続人の死亡が確認できるもの ・申請者の相続権が確認できるもの（戸籍謄本、法定相続情報一覧図、公正証書遺言等）
相続財産管理人	相続財産管理の対象となる資産	○	○	○	・相続財産管理人に選任されたことが確認できるもの（相続財産管理人選任の審判書等）
賦課期日(1月1日)以降の新所有者	所有している資産	○	○	×	新所有者であることを証する書類（登記事項証明書等。未登記資産の場合は売買契約書と全額分の領収書等）
宅地建物取引業者	証明書取得について所有者より委任を受けた資産	○ *1	○ *1	○ *1	・媒介契約書（有効期間内で固定資産証明書取得の委任に関する特約事項があるもの） ・宅地建物取引業者の従業員であることがわかる書類（従業員証等） *1：取得できる証明書の種類は、特約事項に記載されているものに限る。
借地人、借家人等 （土地又は家屋について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われているものに限る）を有するもの）	借地人は当該土地、 借家人は当該家屋及びその敷地である土地	○	○	×	契約期間内であることと、対価が支払われていることがわかるもの（賃貸借契約書、領収書等） ※「借地権その他の使用または収益を目的とする権利」とは、賃借権、地上権、地役権、永小作権、入会権、採石権、鉱業権その他の使用又は収益を目的とする権利。（質権者も含む）
弁護士、司法書士	当該目的の資産	○	×	×	統一様式の申請書（申請書注意書きの条件を満たしているものに限る）
訴訟等申立人（申立手数料の算定のために使用）	当該目的の資産	○	×	×	申立手数料の算定のために使用することと対象物件がわかるもの（訴状、申立書等）
任意競売（担保権実行としての競売）の申立人	当該目的の資産	×	○	×	・担保権の存在を証する書類（登記全部事項証明書等） ・競売のために使用することと対象物件がわかるもの（申立書等）
強制競売（強制管理）の申立人	当該目的の資産	×	○	×	・執行力のある債務名義の正本 ・競売等のために使用することと対象物件がわかるもの（申立書等）
競落人	当該目的の資産	○	×	×	競落し、代金を納付したことを証する書類（代金納付期限通知書及び領収書（保管金受入手続添付書）、又は売却決定通知書）
税理士	当該委任に関する資産	○	×	×	・税理士法第30条に定める税務代理の権限を有することを証する書類 ・相続税の申告の場合で証明書の所有者（納税義務者）が被相続人の場合は、委任者が相続したことがわかるもの又は委任者の相続権がわかるもの（上記、「賦課期日(1月1日)以降の新所有者」の項目又は「相続人」の項目を参照）
破産管財人、保全管理人、清算人等	当該資産	○	○	○	選任を明らかにできるもの（裁判所等からの選任を証する書面、登記事項証明書、資格証明書等）